

# 犯罪収益移転防止法による実質的支配者の確認

## ■ Q. 実質支配者とは？

### A. 実質的支配者 = 経営決定権を持つ人です

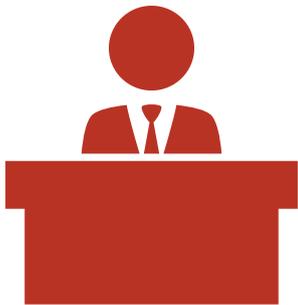
「犯罪収益移転防止法」に則り、法人のお客様の実質的支配者を確認させていただく必要がございます。実質的支配者とは、法人のお客様の事業活動に支配的な影響力を有すると認められる方のことを指します。

該当される方の氏名・住居・生年月日等を確認させていただきます。

## ■ Q. 良く分からないので、省略できませんか？

### A. 資金洗浄、詐欺等の対策で法律で必須事項とされております。

## あなたは会社の経営決定権を持っていますか？



はい

私が経営決定権をもっています。  
(代表取締役、筆頭株主など)

ご一読

あなたは実質的支配者と思われれます。  
次ページを念の為ご一読ください



いいえ

私は経営決定権をもっていません  
(社員の方など)

要確認

他に実質的支配者がいる可能性がございます。  
次ページをご確認ください

# 実質的支配者とは以下の方のことを指します

01

50% を超える議決権を保有する個人（資本多数決法人の場合）の方

02

50% を超える収益総額の配当・分配を受ける権利を保有する個人（資本多数決法人以外の法人）の方がいる場合は、その個人の方。

03

上記に該当する個人の方がいない場合には、  
以下の方が実質的支配者に該当します。

## A 法人形態が資本多数決法人である場合

### 株式会社、有限会社、投資法人、特定目的会社等の場合

- 25% 超の議決権を直接又は間接に保有している個人の方がいる場合には、当該個人の方
- 上記①に該当する方がいない場合で、出資 融資・取引その他の関係を通じて法人の事業活動に支配的な影響力を有すると認められる個人の方がいる場合には、当該個人の方
- 上記①②のいずれも該当する方がいない場合には、法人を代表し業務を執行する個人の方

## B 法人形態が資本多数決法人以外である場合

### 合名会社、合資会社、合同会社、一般社団・財団法人、学校法人、宗教法人、医療法人、社会福祉法人等の場合

- 法人の収益総額の 25% を超える配当・分配を受ける権利を有する個人の方がいる場合、または出資、融資、取引その他の関係を通じて法人の事業活動に支配的な影響力を有すると認められる個人の方がいる場合には、当該個人の方
- 上記のいずれも該当する方がいない場合には、法人を代表し業務を遂行する個人の方

# 実質的支配者は、法人の形態により異なり、 それぞれ以下の方が対象となります。

## 資本多数決法人の場合

株式会社 / 有限会社 / 投資法人特定目的会社など

直接または間接に 50% を  
超える通連権を保有する個人  
(※2) がいる

いない

直接または間接に 25% を  
超える議決権を保有する個人  
(※2) がいる

## 資本多数決法人の以外場合

合名会社、合資会社、合同会社、一般社団財団法人、  
学校法人、宗教法人、医療法人、社会福祉法人など

収益総額の 50% を超える  
配分分配を受ける権利を有する  
個人 (※2) がいる

いない

収益総額の 25% を超える  
配分分配を受ける権利を有する  
個人 (※2) がいる

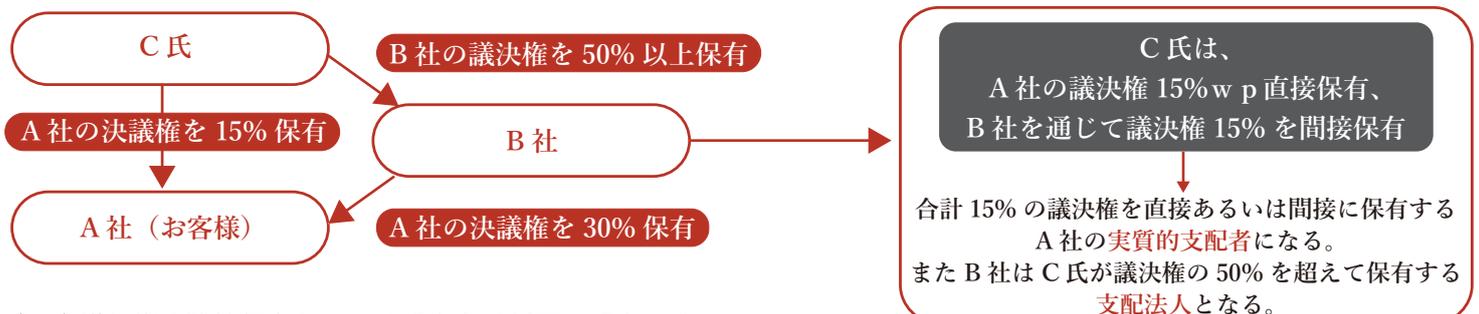
+ または

出資・融資・取引その他の関係を通じて事業活動に支配的な影響を有すると認められた  
個人がいる。(例: 創業者、会長、大口債権者など)

いない

法人を代表し、その業務を執行する個人 (※2) の方が「実質的支配者」です。

- 50% を超える議決権を保有する個人、あるいは 50% を超える配当・分配を受ける権利を保有する個人の方がいる場合は、その個人の方で確定します。
- 間接保有とは「50% を超える議決権を保有する支配法人」を通じて保有していることをいいます。(※1)
- 病気等により、法人のお客様を実質的に支配する意思または能力を有していない、あるいは業務に執行を行うことのできない個人の方は実質的支配者に該当しません。



(※1) 議決権を間接保有している場合とは以下の場合です。

(※2) 実質的支配者は個人 (自然人) となりますが、国、地方公共団体、上場企業とその子会社は個人とみなします。